

人 企 一 1 5 2 0

令和3年12月24日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則8—12（職員の任免）の運用について」の一部改正
について（通知）

「人事院規則8—12（職員の任免）の運用について（平成21年3月18日人企一532）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年10月1日以降は、これによってください。

なお、この通知の施行に伴う経過措置については、次に定めるところによってください。

- 一 職員を昇任させようとする日以前における直近の連続した2回の能力評価及び4回の業績評価の全体評語の全部が、令和4年9月30日までのいずれかの評価期間（人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号）第5条第3項又は第4項に規定する評価期間をいう。以下同じ。）に係る能力評価又は業績評価の全体評語となる間における職員の昇任及び転任の要件については、なお従前の例による。
- 二 職員を昇任させようとする日以前における直近の連続した2回の能力評価及び4回の業績評価の全体評語の一部が、令和4年9月30日までのいずれかの評価期間に係る能力評価又は業績評価の全体評語となる間におけるこの通知による改正後の「人事院規則8—12（職員の任免）の運用について」第25条関係第2項の規定の適用については、同項中「いずれも「良好」

とあるのは「中位又は「良好」と、「当該職員」とあるのは「通常求められる程度であること又は当該職員」とする。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
第18条関係 1～6（略） 7 この条の第3項の協議は、次の各号のいずれかに掲げる場合であって、第25条各号及び第30条第1項各号に掲げる要件を満たしている者と同等と認められる者（第25条各号並びに同項第2号及び第3号に掲げる要件を満たしている者と同等と認められる者であって、同項第1号に掲げる要件を満たしている者と同等と認められないもの）にあつては、第19条に規定す	第18条関係 1～6（略） 7 この条の第3項の協議は、次の各号のいずれかに掲げる場合であって、第25条各号及び第30条第1項各号に掲げる要件を満たしている者と同等と認められる者（第25条各号並びに同項第2号及び第3号に掲げる要件を満たしている者と同等と認められる者であって、同項第1号に掲げる要件を満たしている者と同等と認められないもの）にあつては、第19条に規定す

る官職に係る能力及び適性（以下「官職に係る能力及び適性」という。）の有無を的確に判定し得る複数の者によって構成される選考委員会が第31条関係第3項各号に掲げる要件を満たすと認める者）を採用するときには要しないものとする。

一 特別職に属する職、地方公務員の職、沖縄振興開発金融公庫に属する職若しくは人事院規則12-0第9条各号に掲げる法人に属する職（第25条関係第4項及び第32条関係第1項第1号において「特別職に属する職等」という。）に現に正式に就いている者又は港湾法（昭和25年法律第218号）第43条の29第1項若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第78条第1項に規定する国派遣職員（第25条関係第4項及び第32条関係第1項第1

る官職に係る能力及び適性（以下「官職に係る能力及び適性」という。）の有無を的確に判定し得る複数の者によって構成される選考委員会が第31条関係第3項各号に掲げる要件を満たすと認める者）を採用するときには要しないものとする。

一 特別職に属する職、地方公務員の職、沖縄振興開発金融公庫に属する職若しくは人事院規則12-0第9条各号に掲げる法人に属する職（第25条関係第3項及び第32条関係第1項第1号において「特別職に属する職等」という。）に現に正式に就いている者又は港湾法（昭和25年法律第218号）第43条の29第1項若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第78条第1項に規定する国派遣職員（第25条関係第3項及び第32条関係第1項第1

号において単に「国派遣職員」という。)を採用する場合
二 (略)

8～10 (略)

第25条関係

1 この条の第1号イ及びロの「人事院が定める官職」は、標準的な官職が係員又は標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令に規定する飛行員、航海士補、研究補助員、教育補助員、甲板員又は審査官補である職制上の段階の直近上位の職制上の段階に属する官職（当該官職が属する職制上の段階が最上位の職制上の段階である場合の当該官職を除く。）とする。

2 この条の第1号イの「人事院が定める要件」は、昇任させようとする日以前における直近の連続した2回の能力評価の全体評語がいずれも「良好」の段階であって、直近の能力評価の人事評価の基準、方法等に関する

号において単に「国派遣職員」という。)を採用する場合
二 (略)

8～10 (略)

第25条関係

1 この条の第1号イの「人事院が定める官職」は、標準的な官職が係員又は標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令に規定する飛行員、航海士補、研究補助員、教育補助員、甲板員又は審査官補である職制上の段階の直近上位の職制上の段階に属する官職（当該官職が属する職制上の段階が最上位の職制上の段階である場合の当該官職を除く。）とする。

2 この条の第1号イの「人事院が定める要件」は、昇任させようとする日以前における直近の連続した2回の人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号。以下「人事評価政令」という。）第4条第

政令（平成21年政令第31号
。以下「人事評価政令」という
。）第5条第3項に規定する評
価期間において職員が職務遂行
の中でとった行動について人事
評価政令第4条第3項に規定す
る評価項目に照らして優れた行
動がみられ、かつ、その他の行
動は当該職員に求められる能力
の発揮の程度に達していること
等同号イ（括弧書を除く。）に
掲げる要件を満たした場合に準
ずると認められることとする。

3 この条の第1号ロの「人事院
が定める要件」は、昇任させよ
うとする日以前における直近の
連続した4回の業績評価の全体
評価がいずれも「良好」の段階
であって、直近の業績評価の人

1項に規定する能力評価（以下
「能力評価」という。）の全体
評語（人事評価政令第9条第3
項（人事評価政令第14条にお
いて準用する場合を含む。）に
規定する確認が行われた人事評
価政令第6条第1項に規定する
全体評語をいう。以下同じ。）
がいずれも中位の段階であって
、直近の能力評価の人事評価政
令第5条第3項に規定する評価
期間において職員が職務遂行の
中でとった行動について人事評
価政令第4条第3項に規定する
評価項目に照らして優れた行動
がみられ、かつ、その他の行動
は通常求められる程度であるこ
と等同号イ（括弧書を除く。）
に掲げる要件を満たした場合に
準ずると認められることとする。

(新設)

事評価政令第5条第4項に規定する評価期間において職員が挙げた業績について人事評価政令第4条第4項に規定する果たすべき役割に照らして優れた業績がみられ、かつ、その他の業績は当該職員に求められる当該役割を果たした程度に達していること等同号口（括弧書を除く。）に掲げる要件を満たした場合に準ずると認められることとする。

4～7 （略）

（削る）

3～6 （略）

7 この条の第3号イの「人事院が定める場合」は、次に掲げる場合とする。

一 第4項に定める官職を占める職員を標準的な官職が本省の部長である職制上の段階より上位の職制上の段階に属する官職（特定幹部職に該当する官職を除く。）に昇任させる場合

二 標準的な官職が本省の課長である職制上の段階の直近上位の職制上の段階に属する官

職を占める職員を標準的な官職が本省の局長である職制上の段階より上位の職制上の段階に属する官職（特定幹部職に該当する官職を除く。）に昇任させる場合

(新設)

8 この条の第3号イの「人事院が定める要件」は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

一 昇任させようとする日以前における直近の連続した2回の能力評価の全体評語の全部が人事評価政令第6条第2項第2号に定める段階で付されたものである場合 当該全体評語がいずれも上位の段階であること。

二 昇任させようとする日以前における直近の連続した2回の能力評価の全体評語の全部又は一部が人事評価政令第6条第2項第3号に定める段階で付されたものである場合 当該連続した2回の能力評価のうち、一の能力評価の全体

評語が上位の段階又は「非常に優秀」の段階以上であり、かつ、他の能力評価の全体評語が「優良」の段階以上であること。

9 この条の第3号口の「人事院が定める要件」は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

(新設)

一 昇任させようとする日以前における直近の連続した4回の業績評価の全体評語の全部が人事評価政令第6条第2項第2号に定める段階で付されたものである場合 当該連続した4回の業績評価のうち、一の業績評価の全体評語が上位の段階であり、かつ、他の業績評価の全体評語が上位又は中位の段階であること。

二 昇任させようとする日以前における直近の連続した4回の業績評価の全体評語の全部又は一部が人事評価政令第6条第2項第3号に定める段階で付されたものである場合

当該連続した4回の業績評価のうち、一の業績評価の全体評語が上位の段階又は「非常に優秀」の段階以上であり、かつ、他の業績評価の全体評語が上位若しくは中位の段階又は「良好」の段階以上であること。

第26条関係

- 1 この条の第2項の「人事院が定める官職」は、標準的な官職が本省の課長補佐である職制上の段階より上位の職制上の段階に属する官職（第25条関係第5項及び第7項に定める官職並びに特定幹部職に該当する官職を除く。）とする。
- 2 この条の第2項の「人事院が定めるもの」は、第25条関係第5項若しくは第7項又は前項に定める官職への転任（次に掲げる職員の転任を除く。）とする。
 - 一 第25条関係第5項若しくは第7項又は前項に定める官職へ転任させようとする職員

第26条関係

- 1 この条の第2項の「人事院が定める官職」は、標準的な官職が本省の課長補佐である職制上の段階より上位の職制上の段階に属する官職（第25条関係第4項及び第6項に定める官職並びに特定幹部職に該当する官職を除く。）とする。
- 2 この条の第2項の「人事院が定めるもの」は、第25条関係第4項若しくは第6項又は前項に定める官職への転任（次に掲げる職員の転任を除く。）とする。
 - 一 第25条関係第4項若しくは第6項又は前項に定める官職へ転任させようとする職員

であって、それぞれの官職に就いていたことがあるもの

- 二 特定幹部職に該当する官職に現に就いている職員であって、転任させようとする日以前における直近の能力評価の全体評語及び直近の連続した2回の業績評価の全体評語が上位又は中位の段階であるもの

第28条関係

- 1 (略)
- 2 この条の「人事評価の結果又は勤務の状況」とは、国際機関、民間企業等への派遣、育児休業、退職等の前後の人事評価の結果又は勤務の状況（国際機関、民間企業等への派遣、育児休業又は研究所等の業務に従事することによる退職から職務に復帰した場合であって、当該派遣等の後の人事評価の結果又は勤務の状況がないときには、当該派遣等の前の人事評価の結果又は勤務の状況）をいう。

であって、それぞれの官職に就いていたことがあるもの

- 二 特定幹部職に該当する官職に現に就いている職員であって、転任させようとする日以前における直近の能力評価の全体評語及び直近の連続した2回の人事評価政令第4条第1項に規定する業績評価の全体評語が上位又は中位の段階であるもの

第28条関係

- 1 (略)
- 2 この条の「人事評価の結果又は勤務の状況」とは、国際機関又は民間企業への派遣、退職等の前後の人事評価の結果又は勤務の状況をいう。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由に該当するときは、当該派遣等の前の人事評価の結果又は勤務の状況をいう。

(削る)

二 国際派遣又は民間企業への派遣、休職等から職務に復帰し、又は復職した場合 当該派遣されていた国際派遣又は民間企業の業務への取組状況等が特に良好と認められること。

(削る)

二 育児休業から職務に復帰した場合 職務に復帰する前の面談等により、育児休業中に保有している官職より上位の職制上の段階に属する官職に任命することについて支障がないと認められ、かつ、職務に復帰する予定の日以前における直近の連続した2回（第25条関係第4項及び第6項に定める官職に昇任させようとする場合にあっては、3回）の能力評価のうち一の能力評価の全体評語が上位の段階であること（当該全体評語がない場合にあっては、同日以前における人事評価の結果又は勤務の状況を総合的に勘案して能力評価の全体評語が上

3～5 (略)	<u>位の段階であることに相当すると認められること。)</u> 。 3～5 (略)
---------	--

以 上